

【 投薬 】

226 狭心症等に対するユビデカレノンの算定について

《令和6年7月31日》

○ 取扱い

次の傷病名に対するユビデカレノン（ノイキノン錠等）の算定は、原則として認められない。

- (1) 狭心症
- (2) 虚血性心疾患
- (3) 高血圧性心疾患
- (4) 心臓弁膜症

○ 取扱いを作成した根拠等

ユビデカレノン（ノイキノン錠等）は代謝性強心剤であり、添付文書の効能・効果は「基礎治療施行中の軽度及び中等度のうっ血性心不全症状」である。

上記疾患は、心不全の基礎疾患ではあるが、心不全を伴っていない状態では本剤の対象とはならない。

以上のことから、狭心症、虚血性心疾患、高血圧性心疾患、心臓弁膜症に対するユビデカレノン（ノイキノン錠等）の算定は、原則として認められないと判断した。